

街の不動産トラブルを解決する

調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談の中、制度上の正規の和解手続きに至るものは「一部」ではありませんが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼べることができます。いわゆる街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声をご紹介します。

コロナウイルス発生から3ヶ月で行動制限が解除され、人気が戻ってきました。一般的なビル管理にも大変アラカルトな店舗契約は3年契約です。弊社管理物件も随時更新を迎えます。お客様で賃主・借主のどちらもいらっしゃいます。良好な関係を保つために、経済条件に応じていくものだと考えております。

「まだお店も大変だろうか
い、賃料は据え置きでいいよ」
とおっしゃつてくださる賃主
様もいらっしゃいますし、「口
口ナ時に減額頂いた賃料を少
しづつだけお返しします」
状回復工事トラブル（特に工
一方、助成金・補助金がな
くなつた影響からか、閉店す
るお店も増えてきました。原

です。

卷之三

【調停人候補者】

峯昌裕氏

有限会社吉祥寺不動産部長（東京都武藏野市）

研修時の講師の言葉です。互いに弁護士を雇い主張を述べる裁判とは大きく異なり、同席型調停の場合 A DRはお互いに顔を合わせ

—ADR・調停人候補者の肩書を名刺に明記してから、どのよつた制度か（質問）を頃くことがあります。制度概要をお伝えすると、安心して取引を行える業者と認識して頂いていいのです。（これからも「公平・公正・衡平・中立」常に念頭に置きながら、日々研鑽努力し、業務に邁進してまいります。

になつた時、お主張を聞き、ど肩入れしない冷静な心・目・耳が重要なことに気づき調停人になります。ADRは互いに譲れる点は譲歩し、合意・解決に向かう意見を述べ合います。



事務所外觀

れていない」です。

資格・總合